平成２１年（フ）第１８４号
茨城県土浦市神立中央５丁目16番10号
債務者　橋本　清次
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８９０号
名古屋市千種区赤坂町５丁目45番地　メゾネット赤坂203号
債務者　山根　正廣
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０１号
兵庫県三田市すずかけ台２丁目30番地３―908号
債務者　鎌田　哲郎
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１６号
神戸市東灘区本庄町１丁目10番18―103号
債務者　矢野　定子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２３号
神戸市北区有野町二郎693番地の３二郎ハイツ304、従前の住所神戸市北区有野中町４丁目16番20号エル・フラット神戸北102
債務者　市野　博司
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６号
兵庫県たつの市龍野町日山138番地
債務者　逢阪　知美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第５９号
兵庫県たつの市新宮町上笹318番地４
債務者　笹山　若葉
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第８２号
群馬県桐生市東久方町２丁目５番20号
債務者　宮下千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第８３号
群馬県桐生市東久方町２丁目５番20号
債務者　宮下美代子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第４０号
岩手県釜石市鵜住居町第13地割１番地４　養護老人ホーム五葉寮
債務者　金　　一吉
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第８４１号
仙台市青葉区西勝山10番２号　西勝山レジデンス102
債務者　池田　栄子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８８５号
仙台市若林区中倉２丁目11番３―302号
債務者　池田　陽一
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９２３号
仙台市青葉区上杉２丁目４番34―811号
債務者　友澤　成子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９７８号
仙台市若林区今泉２丁目12番46号　めぞん一刻201
債務者　岡　　史子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９８５号
仙台市青葉区愛子東３丁目14番６―５号　イーストウイング202
債務者　木村　惠子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９８９号
宮城県多賀城市町前１丁目４番７号　町前コーポ203号
債務者　松田　白樹
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９９０号
仙台市青葉区上杉４丁目２番34号　ライブリィー上杉105
債務者　小野寺由佳
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９９１号
仙台市若林区沖野７丁目９番45号
債務者　菅田　吉昭
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係